

1 交通反則通告制度に関する説明

(1) 交通反則通告制度は、反則者が下記(2)の手続で反則金相当額を仮納付し、又は下記(3)、(4)の手続で反則金を納付すれば刑罰が科されなくなる（少年については家庭裁判所の処分を受けなくなる。）という制度です。

(2) あなたは反則者として告知を受けましたが、次の欄の記載事項に従い表記(7)の反則金相当額を仮納付することができます。仮納付をした場合には、告知を受けた日からおおむね2週間目の日に、警察本部長が公示して通告（次の欄記載の公示通告の場所で表記の告知年月日と告知書番号を氏名に代えて掲示して行います。）を行います。その場合には、その仮納付は反則金の納付とみなされ、表記違反について刑罰が科されなくなります。（あなたが少年の場合は家庭裁判所の処分も受けなくなります。）

なお、仮納付をした場合には出頭する必要がありません。

(3) あなたが仮納付をしなかった場合には警察本部長が反則金の納付を通告します。あなたが出頭の日時、場所を告知されているときは、出頭した際にその通告を行います。

郵便で通告書を送付された場合には、通告書の送付費用も併せて納付しなければなりません。

(4) 反則金の納付はあなたの任意です。通告を受けた日の翌日から起算して10日以内に反則金を納付した場合には、表記違反については刑罰が科されなくなり又は家庭裁判所の処分を受けなくなりますが、この期間内に納付しなかった場合には、刑事訴訟手続又は少年審判手続で処理されることになります。

(5) この制度の手続について不明の点があれば最寄りの警察署でお尋ねください。

2 仮納付の期限、場所、方法及び公示通告の場所

(1) 仮納付の期限は、あなたが告知を受けた日の翌日から起算して7日目の日（納付書の納付期限欄記載の日）です。

(2) 仮納付の場所は、日本銀行本店、支店、代理店又は歳入代理店（全国の銀行、信用金庫の本店又は支店、郵便局（簡易郵便局を含む。）。ただし、一部の金融機関を除く。）です。

(3) 仮納付するときは、仮納付の期間内に上記(2)記載の金融機関の窓口へ納付書に表記(7)記載の金額を添えて納めてください。納付書の第1片は、領収証としてあなたに渡されます。なお、分納はできません。

(4) 公示通告の場所

広島県警察本部別館 広島市中区基町1番4号

3 出 頭 場 所 (○で囲んだところ。)	広島市中区基町1番4号 広島県警察本部別館 広島交通反則通告センター 705-512 広島 228-0110 内線 (082) 705-516 221-3624 (直通)	次の警察署管内に住所を有する者で反則金を仮納付期間内に納付することができなかつたときは、あなたの住所地を管轄する警察署へ出頭してください。																										
		<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>福山東 警察署</td> <td>福山市三吉町南二丁目5番31号 TEL 084-927-0110</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>福山西 警察署</td> <td>福山市神村町3106番地1 TEL 084-933-0110</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>福山北 警察署</td> <td>福山市神辺町新道上三丁目14番 TEL 084-962-0110</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>尾道 警察署</td> <td>尾道市新浜一丁目7番34号 TEL 0848-22-0110</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>三原 警察署</td> <td>三原市皆実三丁目2番6号 TEL 0848-67-0110</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>府中 警察署</td> <td>府中市鶴飼町542番地3 TEL 0847-46-0110</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>三次 警察署</td> <td>三次市十日市中二丁目6番6号 TEL 0824-64-0110</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>庄原 警察署</td> <td>庄原市中本町一丁目3番8号 TEL 0824-72-0110</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>世羅 警察署</td> <td>世羅郡世羅町大字西上原427番地1 TEL 0847-22-0110</td> </tr> </table>	1	福山東 警察署	福山市三吉町南二丁目5番31号 TEL 084-927-0110	2	福山西 警察署	福山市神村町3106番地1 TEL 084-933-0110	3	福山北 警察署	福山市神辺町新道上三丁目14番 TEL 084-962-0110	4	尾道 警察署	尾道市新浜一丁目7番34号 TEL 0848-22-0110	5	三原 警察署	三原市皆実三丁目2番6号 TEL 0848-67-0110	6	府中 警察署	府中市鶴飼町542番地3 TEL 0847-46-0110	7	三次 警察署	三次市十日市中二丁目6番6号 TEL 0824-64-0110	8	庄原 警察署	庄原市中本町一丁目3番8号 TEL 0824-72-0110	9	世羅 警察署
1	福山東 警察署	福山市三吉町南二丁目5番31号 TEL 084-927-0110																										
2	福山西 警察署	福山市神村町3106番地1 TEL 084-933-0110																										
3	福山北 警察署	福山市神辺町新道上三丁目14番 TEL 084-962-0110																										
4	尾道 警察署	尾道市新浜一丁目7番34号 TEL 0848-22-0110																										
5	三原 警察署	三原市皆実三丁目2番6号 TEL 0848-67-0110																										
6	府中 警察署	府中市鶴飼町542番地3 TEL 0847-46-0110																										
7	三次 警察署	三次市十日市中二丁目6番6号 TEL 0824-64-0110																										
8	庄原 警察署	庄原市中本町一丁目3番8号 TEL 0824-72-0110																										
9	世羅 警察署	世羅郡世羅町大字西上原427番地1 TEL 0847-22-0110																										